

答申第 1185 号

諮問第 1843 号

件名：特定人に対しどのように賠償されたのかが記載された文書の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 5 月 13 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 19 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 行政文書開示請求の受付

令和 7 年 5 月 13 日に審査請求人は愛知県警察本部情報公開窓口に来庁した。審査請求人は、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）において、一般来庁者が車両で稲沢警察署のカラーコーンを破損させた事故を目撃し、当該人物と稲沢警察署に関する賠償関係文書の開示を求める旨を申告して行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として「特定年月日 稲沢警察署駐車場で車によりカラーコーンを破損させた者がいた。この人に対し、どのように賠償されたのかが記録された文書（請求日現在 稲沢警察署で保管のもの）」と記載されていた（以下「本件開示請求」という。）。

(イ) 本件請求対象文書

本件請求対象文書は、審査請求人が目撃した特定の個人が、稲沢警察署駐車場において車両を運転し、当該運転車両により稲沢警察署備え付けのカラーコーンを破損させたことを前提とし、当該個人に対し、どのような賠償がなされたのかが記載された行政文書となる。

(ウ) 行政文書不開示決定

処分庁は、本件開示請求につき、本件請求対象文書の存否を明らかにすることにより、条例第7条第2号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例第10条の「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当するとして、本件処分を行った。

イ 本件処分の理由

本件処分の理由となる条例第7条第2号及び条例第10条該当性は以下のとおりである。

(ア) 条例第7条第2号本文該当性

- a 条例第7条第2号本文は、個人情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しており、これを不開示情報としている。
- b 本件開示請求は特定個人が、特定の日に、稲沢警察署において車両を運転し、当該運転車両により事故を起こし、稲沢警察署備え付けのカラーコーンを破損させたこと及び、当該個人に対し何らかの賠償がなされたことを前提としたものである。これらの情報は、個人に関する情報であり、存否を明らかにした場合、関係者であれば他の情報と照合する等により事故を起こした個人を特定することが可能となる情報である。そのため、特定の個人を識別することができる情報として、条例第7条第2号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当する。

(イ) 条例第7条第2号ただし書該当性

条例第7条第2号ただし書では、条例第7条第2号に該当する情報であっても開示すべき情報が定められている。上記(ア)のbの個人情報について、このただし書該当性を検討すると、稲沢警察署内で車両に

より事故を起こした個人に関する情報を公にするような法令、慣行等はないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。さらに、同号ただし書のロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかであるため、ただし書のいずれにも該当しない。

(ウ) 条例第10条該当性

a 条例第10条は、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる時は、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

b 本件開示請求は、前記(1)のイの(ア)のとおり不開示情報である個人情報情報を前提とし、当該情報に係る行政文書の開示を求めるものであり、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなることから、条例第10条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」場合に該当する。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、部分開示による開示を行うよう主張しているが、条例第10条該当性は上記(1)のイの(ウ)において述べたとおりである。また、審査請求人は「存否を答えただけではそうはならない」と個人情報該当性について否定しているが、その理由について具体的な主張はない。

さらに、審査請求人は本件開示請求とは別に過去に行った行政文書開示請求に対する処分において、本件請求対象文書と同種の情報が開示された旨主張しているようであるが、仮にそうであったとしても、本件処分が当然にその判断に拘束されるものではなく、審査請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、本件請求対象文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるから、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、特定年月日に特定の個人が稲沢警

察署駐車場において車両を運転し、同署のカラーコーンを破損させたことを前提として、当該個人からどのような賠償がなされたのかを記載した行政文書であると解される。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 処分庁は、本件請求対象文書の存否自体の情報が、条例第 7 条第 2 号により保護すべき情報に当たり、条例第 10 条に該当すると決定している。そこで、本件請求対象文書の存否自体の情報の条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件開示請求書を確認したところ、本件開示請求は、特定年月日に特定の個人が稲沢警察署駐車場において車両によりカラーコーンを破損させ、当該個人から何らかの賠償がなされたことを前提としたものであると認められる。

そのため、本件開示請求に対し、本件請求対象文書が存在するか否かを答えるだけで、事故の目撃者等の関係者であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、当該特定個人を識別することができるものと認められ、特定年月日に特定の個人が稲沢警察署駐車場において車両によりカラーコーンを破損させた事故の有無及び、当該個人からの賠償の有無を明らかにすることになる。

よって、本件請求対象文書の存否自体の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について、本件請求対象文書の存否自体の情報は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上により、本件請求対象文書の存否自体の情報を明らかにすることは、条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することとなることから、処分庁が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定年月日 稲沢署駐車場で車によりカラーコーンを破損させた者がいた。この人に対し、どのように賠償されたのかが記録された文書（請求日現在稲沢署で保管のもの）

(審査会の処理経過)

| 年 月 日                  | 内 容              |
|------------------------|------------------|
| 7. 8. 6                | 諮問（弁明書の写しを添付）    |
| 8. 3. 23<br>(第723回審査会) | 処分庁職員から不開示理由等を聴取 |
| 同 日                    | 審議               |
| 8. 4. 20<br>(第725回審査会) | 審議               |
| 8. 5. 26               | 答申               |